

# 情報提供

那医発第 125 号  
令和6年6月11日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「指定居宅支援事業所が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について（情報提供）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

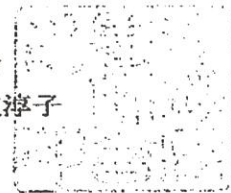
沖医発第 356 号 F

令和 6 年 6 月 10 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波淳子



指定居宅支援事業所が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を  
実施する場合の留意事項について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の通知がありましたのでご連絡致します。

令和6年4月1日より、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとなりました。これに伴い、厚生労働省より下記の事務手続きに関する整理がなされたものです。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の対象者となります。この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等については、当面の間、指定の状況を踏まえながら、第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えないとされ、包括的な委託を行った場合の事務フロー（イメージ）等についても示されております。

つきましては、貸会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 指定居宅支援事業所が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について（情報提供）（令和6年5月7日 日医発第297号(介護)）

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原  
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089  
shomu@okinawa.med.or.jp

事務連絡  
令和6年4月26日

各都道府県・市町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する  
場合の留意事項について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22の規定により、令和6年4月1日から、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとされています。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の対象者となりますが、この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等について、別添のとおり整理を行いましたので、内容を御了知いただくとともに、管内の関係団体への周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）についても所要の改正を行っている旨、申し添えます。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

企画調整係 担当 水津

電話 03-5253-1111（内線 3982）

人材研修係 担当 上柳田

電話 03-5253-1111（内線 3936）

## 包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。**

### 1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）

